

Title	トライチュケの政党論
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.6 (1910. 12) ,p.727(123)- 732(128)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101200-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

解するときは吾人は恐らくローウエル氏の説に従ひ「政治上の機關としては國王は大に其價値を減じたり」と云はざるを得ざる可し。バジエオット氏及び彼と同時代の人士も亦自然此意義に於て「政治上」なる語を用ひたるなる可し。彼等の説は皆マンチエスター學派全盛の時代に唱へられたるものにして、當時に於ては英帝國の責任は今日に比しては實に云ふに足らざる程輕微なりしも然かも尙堪へ難き重荷の如くに考へられ、人は皆殖民地を以て徒らに本國民を苦しむる厄介者の如くに看做し、英國人の腦中には今日の所謂「帝國團結」の思想の如きは想像にだも及ばざりしなり。故に彼等に取りては政治的活動とは單に内國政黨政治上に於ける政權の爭奪を意味するに過ぎざりしなり。

然るに過去三十年間に於て此點に關する思想は驚く可き速度を以て變遷し、吾人の所謂「政治上」の範圍は非常に廣汎となれり。從て英國統治者の政治上に於ける活動及び勢力は今や唯だ地球其も

のによりて制限せらるゝのみ。ジョージ第五世が繼承したる帝國はウイリヤム第四世ガヰイクトリヤ女王に讓渡したる所とは全く異なるものもある也。大觀すれば政治上に於ける重力の實際中心點は將に變動せんとす。即ち英國の内政は其對歐洲關係と共に其範圍一層明確となり、其結果勢力及び活動の新範圍は英國統治者の前に開かれたり。

想ふに海外諸領地の忠誠心が喚起せらるゝは一の合議機關の力によるにあらずして一の自然人の力によるなり。單に名稱上に於てのみ帝國的なる國會あるが故に非ずして全英國に君臨し給ふ國王陛下あるが故なり。概言すれば王位は今や一個特殊の意義に於て新思想の中心となり、旗幟となり、擁護者となり、化身となりつゝあるなり。新思想とは何ぞや、曰く帝國的統一の觀念即ち之なり。(完)
(ジエー、エー、アール、マリオット氏の「王位と憲法」による)

トライチユケの政黨論

村田岩次郎

ト氏は英國の政黨政治に對して果して如何なる解釋を與へ如何なる批判を加へたる歟、彼曰く、「政黨政治即自由政治なる英國流の思想は畢竟國民的満足に過ぎず并は特殊國家の經驗たるに止まりて絶對普遍の眞理にはあらざるなり、其政黨たるや偏頗なり、各政黨は國民の唯一部分を包容するに過ぎざるを以て并は唯國家力の一部を領解し得るのみ、かくて公正無私なる可き國家の傍に偏頗且つ狹量なる組織を存するなり永遠無窮の生命を有する公共團體の傍に浮沈恒なく盛衰定めなき活物を存するなり、然も鞏固なる大政黨の存在は是れ必しも常に政治の健全を意味するものにあらず否屢々病的状態の産む所なり、夫れ黨派的精神は不生産的時代に在りて屢々最も激烈に行はれ黨派的嫉妬反目は斯かる時代に於て公生活の殆ん

ど全内容をなせり云々」(Aufsätze III. s. 381-2)

以て彼の態度の如何に大陸的獨逸的又非英國的なるかを察す可きなり、彼更に進んで曰く、「凡そ政黨は民族精神の派生する所なり、されば大陸に於ける幾多思想家の英國流の議院制度政黨組織に對する希望と欲求とは畢竟水泡に歸し畫餅に屬せざるを得ず、英國流の二大政黨組織は決して獨逸人の學ぶべき所にあらざるなり、夫のケーザルバルボー伯は della monarchia rappresentativa in Italia なる書を公にして政黨に對する意見を吐露し且つ主張して曰く「未熟なる國民の間にあるには小黨分立するも經驗に富める國民は唯僅に二個の大政黨を有するのみ」と、即ち彼は大陸流の議會を廢して英國流の議院を興さんことを欲したるものなれども吾人にして若し二政黨制が議院生活の必然の要件なりや將た又英國に特發したる偶然的結果なりや否やてお問題を解決し得ば正に伯の斷定の正しからざること明白なるに至らん」と
(n.a. O. s. 390-1)

斯くて彼は二大政黨組織の全く英國特殊の事情に基けることを論斷して次の如く云へり。

「英國の庶民院は事實上國家の最高權を掌握せり議會は法律を議決しプライベートルビルによりて直接に一面の行政を行ふと共に間接には内閣によりて——下院の多數黨を擁する議院の政府委員によりて——總括的行政を行ふものなり英國に在りては大臣は入閣に先ちて三重の試験を経るを要す、即ち第一に議員として選出せられ次に才幹により又は縁檢の關係により議院内に頭角を顯はすとを要し最後に所屬政黨の首領により（名義に於ては王により）大臣に拔擢せられざる可からざるなり、首相は同時に亦必然的に下院多數黨の首領なり、彼はロバートウォルポールの如く腐敗の手段を用ゐて議會てお車に油を注ぎ以て其の運轉の圓滑を計るか左なくば精神的に議員の多數を蒸化せざる可からず麻侯禮の巧に云へる如く英國にありては政府は議院の性質を有すると同時に議會は内閣の性質を帶べり議員たることは入閣の資格要件なり

アルフエーストッドが大臣は議會權利の事實上の擁護者なりと論せるが如く政府と議院とは密接離る可からざる關係に在り、さて斯の如き國家の實權を握りし議會の後援を負ふて立てる政府が若し議院の内部に於て之を批判し之を攻撃し機に乗じて之に代はらんとする鞏固なる反對黨を存せざるに於ては如何に我が儘勝手の振舞ある可きぞ寔に想像に難からざるなり、斯かる關係あればこそ一の鞏固なる反對黨は英人の所謂自由政治の挺をなすものなり、左れば英國に在りては二大政黨の存在は甚だ當を得たることたと共に之をわが獨逸に移植せんとする程誤れるはなきなり。(p. 105)

獨逸にありては大臣は議院の内に存するにあらずして其の傍に別個獨立の地歩を有せるなり若夫れ獨逸の皇室が英國王の地位境遇を以て甘んせられざるの一事に想到せざるに於ては或は右の事實を見て嘆聲を發するものなきにあらざる可し、然るも事實を非認するは愚ならずや又大臣が下院に屬

せりや否やの問題の如き獨人の馬耳東風に附する

所にして敢て之を質さんとするものにあらざる可し、大臣にして其の政策能く議會の所期に副ふを得ば彼は議會に屬せずとも其信任を得可きなり、大臣はまた憲法によりて何時たりとも議會に出席發言するの權を有せり而してこは固より獨逸憲法の根本思想より來る所の結果なり、普國內閣議長が上院議員なるが故に下院に於て發言するの權なしと主張するもの誰かある可き又大臣が議院の權利を代表せりと誰か云ふ可き、否彼等の代表するは議院の權利にはあらずして王の夫れなり、議會は之に對して自衛の爲めに其の權利を行はざる可からざるなり。(p. 103-3)

然り而して英國にありても又獨逸にありても政府を管制せんとする配慮の行はるゝは一なり唯夫れ之に當る者英國にありては反對黨にして獨逸にありては帝國議會たるの相違あるのみ、既に獨逸にありては政府は議會の外に在るを以て英國流の反對黨並に政府黨なるもの到底存在す可からざる

なり(p. 103-4)

抑も獨逸にありては君主の意思能く現實の意義を有せり殊に普魯士にありて然りとす、大臣は王の權威を假りて敢て議會の前に屈服せざるなり、然るも更に帝國議會の現狀に想到せば獨逸に政黨政治を移植するの甚だ無謀なるを悟らん、夫れ唯一の責任官吏たる帝國宰相は、唯二十五箇の政府の代表者より成れる聯邦院の決議を執行するのみ、是等聯邦の意見は帝國議會に對して代表せらる、然るも憲法の更に規定する所によれば、聯邦院議員たるものは帝國議會の議員たるを得ず、而して帝國行政部の長官は法律上連帶的に聯邦院議員たる可からざるなり、由是觀之憲法上議院政治の不可能たること極めて明瞭なりと云ふ可し。(p. 104)

ト氏は更に進んで英獨兩民族の政治上倫理上の思想觀念に雲泥の相違あることを述べて次の如く云へり。

英國人の政治道德——所謂政黨倫理——なるも

のは、吾々獨逸人の了解し得ざる所なり、俄然佛蘭西革命の爆發するや、パークは同僚との意見相合はず自由黨を棄て、保守黨に趨れり、彼の判断の當否に至りては、恐らく異見の存する者ある可しと雖も、其所信に忠なる彼の斷乎たる振舞たるや、吾人の異口同音に嘆賞して措かざる所ならん、然も奇ならずや英人は彼を呼ぶに變節漢を以てす、又夫のウエリントンの事蹟中、カソリックの解放は最も賞賛を値するもの、如く考へらる、而してロバートピールが嚴然黨の偏見に抗して自由貿易の政策を取れるが如きも亦愛國至誠の行動として國民の範とす可きものにあらずやと思はる、也、然るをエルスキンメーは評して是等の人々は國家に盡す可きの義務を盡したるものにして爲政治家として最高の榮譽を擔ふ可き人なりと雖、苟も一黨の首領としては不信不實の責を免れずと云へり、獨逸人は之を以て非獨逸的なりとなす可し吾人は斯の如き狹量なる英國流の政黨政治について何ものをも要求せざる可し夫れ大臣の眼中には獨り國家

全般の福利あるのみ決して政黨的義務に拘束せらるゝことあらざる可きなり、(Aufsätze III s. 595-6) (註)大陸に在りては黨の政綱は極めて重要視せらるゝ所にして政黨は多數の所屬者あるが爲に存するにあらずして、唯特殊の政綱の爲めに存在すると吾人の屢々見る所にあらずや、又英國に在ては一政黨内に一部の過激論者を存し然も此過激分子は其の新理想新精神を以て母黨の骨化し退化するを防ぐの抄用をなす、之に反して大陸にありては斯かる過激分子は必ずや母黨より分離して獨立の新政黨を樹立するなる可し (Vergl. Hatschek, Engl. Staatsrechts Bd II s. 22ff) 遮莫麻侯禮の云へる如く政黨の存在を以て自由並に進歩と權威及び既往とに對する人性の要求慾望に胚胎するものとせば、二政黨組織は總ての民族總べての國民の上に絶對的普遍性を有するものと斷定せざるを得ず、左ればト氏が斯説に反對したるは毫も怪しむを要せず、彼れ乃ち曰く、

る所左の如し。

「英國の二大政黨は決して守舊並に進歩の人性の要求に基くものにあらず、此兩極性の對照は政黨を存在せしむる國民生活上の幾千の反對矛盾の唯一に過ぎず然も決して最重要のものにあらざるなり」。

夫のローマー氏は多數政黨の對峙を以て人性の必要に出づるものなりとして曰く「急進主義は兒童の思想なり、青年の思想は自由なり、壯年者は保守的なり而して老人は專制的なり」と、ト氏は此説をも非觀して曰く、

歴史の各頁は斯説と矛盾し牴觸せり、而して幼クロムウエルと老リシユリユウとの對照は此説を論破するに充分なる可し、……夫れ政治學は思想を要求す、決して比喻を要求するにあらざるなり、夫の國家を以て人體に比したる自然哲學の惡弊と等しく斯の如き勝手氣儘なる想像の戯が政治學に何の役をなす可きぞ」云々 (Aufsätze III s. 584-5)

ト氏が政黨と社會的階級との關係に就いて論ず

「自然的黨派的精神は寧ろ之を社會的階級の存在に歸す可きもの、如し、即農民は保守的にして市民は急進的特性を有するが如し然も歴史の眼より見れば是亦必しも然らず一五二五年の獨逸に於ける所謂農民戰爭一三五八年の佛蘭西に於ける農民一揆の如き革命の最も慘なるものにあらずや又市民にして保守的なるを擧ぐればベネヂツヒ紐育の如きは、即ち然り今日獨逸の農民が保守的なるは主として舊法律が不動産を以て國民財産の大部分を構成したる時代に作られたるの事實に基因するものなり、左れば今日農民は動産の新勢力に對して自家階級の利害を辯護せんとするものなり、之に反して金權の立法したる國にありては農民こそは保守の勁敵たるなれ」(a. a. O. s. 586) 又更に論を進めて國家的觀念と社會的思潮との關係及び其の政黨組織に對する影響に就き次の如き意見を吐露せり。

「國家には國家の目的ありとし其の意見の統一を

主張し、多數者の誤れる意見に對して其權威を保障し政府を堅固に武装せんとする國家的觀念は常に存在せり、……之に對峙するは社會的思想にして是は國家を以て社會の文化を全うせしむる方便手段と見做し、各社會的勢力は其意思を發表し遂行し得る所の容易に動かし得る所の憲法を要望す……此の極端なる二個の觀念は共に等分の眞理と偏頗とを有せり、前者は國家を上より觀察す從つて治者の觀念なり、之に反して後者は國家を下より觀察す從つて是れ被治者の思想なり、并し治者被治者の對立は以て政黨組織の動力と云ふべからず又全然社會的性質を帯びず獨り國家意思の統一を要望する嚴格なる意義に於ける政黨は決して存在す可からざる也、唯夫れ政治的國家觀と今日の所謂保守黨との間、又社會的國家觀と所謂進歩黨との間に極めて密接の關係あり、蓋し社會は常に國家よりも迅速に動搖し新思想新經濟的勢力は國家の之を承認領解するに先ちて先づ鞏固なる勢力とならざる可からず左れば何れの政府も統治する

が故に保守的性質を帯ふるなり」云々 (a. a. O. s. 587-8)

而して彼は遂に斷言すらく、

「國家の權威と人民の自由、統一と個體階級的精神と經濟的利害總べて是等無數の政治的社會的生活の反對矛盾は互に相交錯し相關聯して以て絶えず新政黨の組成を促すものなり」と (a. a. O. s. 589)

要之ト氏は英國の議院制度政黨政治を以て全く英國の特殊の事情に胚胎し、アングロサクソン民族特有の精神の發顯に外ならずとし、從つて之を模倣し之を獨逸に移入するの妄且つ愚、無謀且つ不可能なるを斷言せるものにして、其爛々たる歴史眼其の銳利なる論鋒は吾人の敬服して措かざる所なり。

伯林近信

阿 部 秀 助

會員諸君

スプレー河畔の風光、轉々蕭條たるものありと雖、然かも人爲的活動を以て勝る當地は、今も尙ほ小生が來伯當時に異ならず、賑かさを呈し候、當地は研究の機關最も善く完備し、生活必需品(當地及埃都維也納に於ける肉類問題は既に新紙上にて御承知のこと、存候、既に後者にては此處を防ぐ爲め、最近南米アルゼンチンより冷肉を輸入し好結果を見候)及勞力(小生の寓居に於ける下女一人一ヶ月の手當四十麻に有之候)を除きては諸物價左迄東京と異ならず、否な或物(洋物)の如きは遙かに廉價に有之候、小生は自己研究の主題たる「企業の見地より觀たる中世史及近世史」と二三理論方面に關する研究材料を蒐集する爲、毎日當地の王立圖書館及伯林大學附屬圖書館の厄介と相成候、小生は是等の研究の爲め來年十二月迄當地滞在の豫定に候もつとも來年夏期二三ヶ月間は南獨にて専ら「アウグスブルヒ」「ウルム」「ニュルンベルヒ」「ローテンブルグ」「ストラスブルグ」「フランクフルト、アム、マイン」等の諸市、北獨逸にて「ヒルデスハイム」等を實地調査し、明後年春更に埃都維也納を経て伊太利に下り専ら「ベニス」「フロレンス」「ゼノア」「アマルツ」等を實地調査し、更に南獨と伊太利の中間地たる瑞西の交通路(主として中世近世の初期)を踏査して一先づ伯林に歸り、更に同年四月和蘭、白耳義を

經て英國に渡り堀江教授が研究せられし「ゴールドスミス、ライブラリー」にて「英國に於ける近世資本主義の發展史」を研究致、それより歸路に就く豫定に候、若幸に金と時とを有せば更に「ロイド」の汽船に乗じて裏海方面、小亞細亞、土耳其方面を遊遊し、

中世に於けるレバント商業の狀態に考察致度存候。
小生は研究上の便利の爲め本月上旬伯林大學に入學仕候、入學宣誓式は極めて嚴肅にて「シユミット」總長自から握手せられ候節は小生は少からず學問上に對する自己の信念を高め候、同大學百年祭はなかく盛大にて小生は三千の學生と共に炬火行列の中に入りて面白く一夕をおくり候、當冬期は「シユモラー」教授に就き候(同教授の講義は極めて明快にて聞き取り易きも、尙ほ同教授の國民經濟原論に見るが如き、*Night's life*の感有之候)、及伯林高等商業學校にて「ツムバルト」教授の經濟史を聽講致候兩教授の學說に對しては、小生は少からざる疑問と史的反證とを有し候、此機會を利用して自己の疑問を解決致度存候、蓋、最近の歴史派が如何に史的事實を濫用し、曲解せることは誰人も異論なき處と信じ候。

獨逸史學の將來に關しては天才の出現せざる限り、左迄恐るゝに足らずと信候、所謂政治的現象なるものが史學研究上の對象たりし時に於てこそ著しき進歩發達をなせしも、然かも一度政治の範圍を脱して、或は世界史となり、或は文化史となり、更に史學の理論的構成となるに至りて、彼等は自己の研究法を改めざる可からざるに至り、其研究法を改むると共に、其内容の貧弱なるを感ず